

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した平成 28 年度（2016 年度）秋学期在学学生に対する経済支援特別措置について

I 趣 旨

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学学生に対して、授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）の減免の特別措置を下記のとおり行います。

II 平成 28 年度秋学期在学学生に対する取扱い

1 対象者

本学学部および大学院の平成 28 年度秋学期在学学生で、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という。）のうち、「経済支援特別措置の基準」を満たす者。

ただし、平成 28 年度春学期末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院の平成 28 年度秋学期在学学生で、下記の被害状況と家計基準（日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準）を満たす被災者（福島第一原子力発電所事故の被害を受けた被災者を含む。）に対して、被害状況及び現在の家計状況を勘案して、「授業料等の減免」（※1）の経済支援特別措置を次のとおり行う。

被害状況及び現在の家計状況		授業料等の減免
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な者で、父母又は父母に代わる家計支持者の 1 年間（平成 27 年 1 月～12 月）の総所得金額が日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準程度を満たす者（※2）	秋学期の授業料等の 1/2 相当額
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		秋学期の授業料等の 1/4 相当額
震災当時、福島第一原子力発電所事故による「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在も避難生活をしている者で、		秋学期の授業料等の全額

※1 「授業料等の減免」と本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

※2 「日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準」の目安

学生本人が自宅通学で文系学部の 1 年次生の場合

家族構成 (モデル)	【4人世帯】（本人・父・母 (無職)・公立高校生)	【5人世帯】（本人・父・母 (無職)・公立高校生・中学生)
給与所得 (源泉徴収票の支払金額)	834 万円程度	1,010 万円程度
給与所得以外のその他の所得 (収入－必要経費)	402 万円程度	578 万円程度

3 経済支援特別措置の申請と対象者の決定

経済支援特別措置を希望する人は、「申請書類」に定める書類を平成28年10月7日(金)までに、各該当キャンパスの奨学金窓口に提出し、本学が設置する修学支援会議の議を経て決定する。

4 適用期間

平成28年度秋学期とする。

Ⅲ 申請書類

- 1 「東日本大震災」被災者特別措置申請書【平成28年度秋学期 在学生用】左記をクリックしてダウンロードしてください。
- 2 証明書等（平成28年度春学期申請者は「東日本大震災」被災者特別措置申請書【平成28年度秋学期 在学生用】のみ提出。ただし、家計急変者は下記の該当書類の提出が必要。）
平成28年度入学生は、被災者特別措置申請書に下記の該当書類と併せて提出してください。

証明書等	備考
ア 「罹災証明書」（提出必須）	既に提出済の者は提出不要
イ 平成27年分の「所得課税証明書」原本（提出必須）	市区町村役場が発行する「父母」両方のものを提出、無収入の場合でも非課税証明として提出（コピー不可） 父母のどちらかが無収入で母が父の扶養、父が母の扶養に入っている場合は、生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）と併せて扶養に入っている方の保険証のコピーを提出。
ウ 平成27年分の「源泉徴収票」又は「確定申告書第一表・第二表」（提出必須・コピー可）	・「源泉徴収票」：勤務先発行 ・「確定申告書第一表・第二表」：税務署発行受付印のあるもの、 なお、確定申告をしていない場合は「市町村民税申告書」（コピー）。
エ 給与支払見込証明書（該当者のみ）	平成27年1月以降現在までに就職、転職した方のみ提出（勤務先の公印による押印）
オ 避難先住所がわかるもの（該当者のみ）	住民票又は避難先での最近1ヶ月の「住居費・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出（コピー）
カ 家計支持者が単身赴任をしている場合「単身赴任証明」（該当者のみ）	赴任先での最近1ヶ月の「家賃・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出（コピー）
キ 障がい者（該当者のみ）	学生本人を含め同居家族に障がいのある方、原子爆弾によって被爆した方がおられる場合「障害者手帳」・「被爆者手帳」の提出（コピー）
ク 医療費明細書（該当者のみ）	同居親族に長期療養者（連続して6ヶ月以上、入院又は自宅で療養中（見込みを含む）の方に限る）の方が居られる場合「領収書」コピーの添付 ※後日診断書の提出を求める場合があります。
ケ その他（該当者のみ）	・現在雇用保険等の受給者（雇用保険受給資格者証のコピー） ・生活保護受給者（最新の生活保護決定（変更）通知書のコピー） ・年金収入がある場合は最新の年金決定通知書又は年金源泉徴収票の提出（コピー） ・生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）

※本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めています。

- 3 下の「証明書等（様式集 1）」の中で該当者は、左記をクリックしてダウンロードしてください。

- エ 給与支払見込証明書
- カ 家計支持者の単身赴任に係る領収書等貼付用紙
- ク 医療費明細書
- ケ 生活状況報告（申告）書

Ⅳ その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 「授業料の減免」と本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。
- 3 秋学期の経済支援特別措置の申請を提出される方は、必ず授業料の延納手続（10 月 20 日（木）～10 月 31 日（月））期間内にインフォメーションシステムから延納手続を行ってください。また、10 月上旬に出納課より授業料の納付用紙が送付されますが、振込は行わずに延納手続を行ってください。
- 4 その他具体的な措置については、修学支援会議に一任する。

Ⅴ 問合せ先

学生センター奨学支援グループ

TEL 06-6368-1121（代）
URL : <http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/>
E-mail : gakusei@ml.kandai.jp